

松田町女性が輝き活躍するまちづくり総合戦略等
策定協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 本町における松田町男女共同参画プラン（仮称）（以下「プラン」という。）及び松田町女性活躍総合戦略（仮称）（以下「総合戦略」という。）の策定に係る調査検討を行うため、松田町女性が輝き活躍するまちづくり総合戦略等策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 男女共同参画社会づくり及び女性活躍に関する町の施策の推進に関すること
- (2) プラン及び総合戦略に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、町民、学識経験者、子育て支援団体及び商工振興関係者等で構成し、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 審議会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、委員長が召集する。

2 委員長は議長となり、会議を運営する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、松田町政策推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は委員長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年12月19日から施行し、プランおよび総合戦略が策定された日をもってその効力を失う。
- 2 協議会の最初に開催される会議は、第5条の規定に関わらず町長が招集するものとする。